

注意

本書の取扱いに特異を期せられない。
本書の内容に関する問合せ・変更等は検閲組 (TEL 2171、
2174) に。
3. 本書の主旨変更は記帳組 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

ず、政治的な問題を解決し、然る後に実質上の問題につき協議を行うということである。ガット規約にはLDCに関する規定があるが、中国が加盟する場合にはLDCとして加盟したいと考えている。日中間の友好協力関係にかんがみ、中国のガット加盟につきぜひとも協力をお願いしたい。

2. (本使より、日本はガットの主要メンバー国として中国のガット加盟に多大の関心を有しており、種々の問題はあろうが、中国のガット加盟が円かつに行われることを期待する旨述べたのに対し) 中国が早期にガットに加盟できるよう準備を行いたい。右過程において生じる種々の問題については必ず日本に通報するので、他の加盟国への説得についても日本にお願いしたい。世界の殆んどの国はLDCの中国がガットに加盟することを支持しているが、いろいろな意見を言う国もあるかも知れない。中国は国民収入が低く、経済も立ち遅れているが、潜在力は大きい。また、中国がガットに加盟すれば有力な競争相手になるとの疑念を持つ国もある。中国の潜在力は確かに大きい、国土も広く、中国の生産物はまず国内の需要を満たすことが主である。輸出ももちろん必要だが、それ以上に輸入の方が大きくなっている。
3. (本使より、中国はガットにおける権利回復のための申請を何時ごろ行う積りかと質したのに対し) 正式申請は今年中に行いたく、また、遅くとも来年には提出することとなろう。加盟申請を行う前に各国と協議する必要がある、そのために相応の時間を必要とする。中国は計画経済の国であるが、ガットに加盟すればガットの自由貿易原則を守らねばならず、計画経済の立場とむじゆんするのではないかと見る向きもある。このような疑問を有している国がある反面、中国を積極的に支持する国は、中

外務省

131850 082 8808 02
R003874-02

注意 1. 本電の内容は機密を付せらるべきでない。
2. 本電の内容に関する懸念、疑問等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
3. 本電の主旨変更は記録班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

国の計画経済はソ連や東欧諸国の計画経済とは異っており、中国が現在進めている体制改革は管理と規律に従って進められていることを正して認識している。

また、中国がガットの他の加盟国と実質的な交渉を進める場合、中国がどのような譲歩を行うか、また、中国の負うべき義務はどのようなものかにつき疑問をいだいている国もある。中国としてはつきりしていることは、権利と義務は表裏の関係にあり、必ずバランスのとれるものでなければならない。中国が具体的に負うべき義務については、将来各国との協議において確定してゆきたい。

(更に本使の質問に答えて) このような点に関し、中国に対し最も疑念をいだいているのは米国とEC諸国である。EC諸国の中には国によりバラつきはあるが、対外的にはECとして1つの声で発言している。

4. 中国はガットのニューラウンドにも参加したいとの立場であり、先般も同ラウンド参加及び右準備委員会への参加の意向を表明したが、これについては、ガット加盟国間でまだ協議が整っていないようである。日本は中国を支持するとの立場をとつていただいているとそく聞し、感謝しているが、反対しているのはECのようである。

中国がニューラウンドに参加するか否かは9月の閣僚レベル会合において決定されるとのことであり、右閣僚レベル会合は、添昭委の意見をちようした上で決定を行うものと思われる。中国としては可能な限りニューラウンドに参加したいと考えており、これへの参加によりガットの状況につきより一層理解を深めることもできるし、また中国のガット加盟 (権利の回復) につながるものと思われる。

131850 082 8808 02

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171-174) に。
3. 本電の主旨変更は記帳班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

5. (本使より日本もガット加盟の際には種々く勞したこともあり、中国の加盟の際には出来るだけ協力したい旨述べたところ) 中国はガット加盟を積極的に進めたいが現時点ではなお「待ち」の状態にある。加盟に伴う具体的な問題が多いので、ガット及び各国との協議の際にこれが種々取り上げられるかも知れない。各国は、中国のガット加盟については、目先の利益にのみとられるのではなく、とおくにある大きな利益を見失つてはいけぬ。中国としても一所懸命に努力するがあせつて事を運ぶことはしない。日本に対しては引き続き中国への支持をお願いするとともに、日本のかつての経験につき教示願いたい。

(これに対し本使より、今後の事態の進展につき当方に通報方依頼しおいた)。

ジュ府代、米、EC代に転電した。(了)

131850 082 8808 02

外務省

R003874-04

秘
無期限

日中原子力協議(小グループ会合)

昭59.8.11

原子力課

27日午前及び午後宇川団長及び賈委員は、全体会議とは別に小グループで日中原子力協定日本側草案第3条及び第4条を中心にノン・コミットルベースで自由な意見交換を行い、事態の打開策を模索したところ、右協議概要以下の通り(中国側より彭兆生核工業部外事局副局長、石継成外交部国際司処長、張崇岩国家科技委工程師、日本側より加藤科学技術庁原子力局調査国際協力課長、谷口資源エネルギー庁原子力発電安全管理課長、在中国大使館より神余、横井同席)

1. 宇川代表冒頭説明

(1) 本件協定の最も困難な部分である第3条及び第4条(日本側草案)につき、条文から離れ双方の基本的な考え方につきノン・コミットルベースにてフラクな意見交換をしておかなければ問題の解決の糸口が見出せない。中国側は、日本側の案文は米中協定の案文よりも内容が厳しいと主張したが、米国は米国なりに、日本は日本なりにそれぞれの立場があり、それを前提として日本の案文が出来ている。日本側としても米中協定のテキストの内容については強い関心があるが、それは日中原子力協定のコンテクストからではなく、日米間の原子力交渉の

争点が米中間でどのように扱われているかを見るためである。したがって、日中と米中の原子力協定は異った政策、観点から進められているものであり、その結果内容が異った協定が出来たとしてもそれは当然である。

② 第4条を巡る日中間の主張は全くかけ離れている。どうやって解決するか分らないが、双方の基本的な立場を損わずに何らかの解決方法はないのか。この問題の難しさは、日本の要請していることを半分にして中間で処理することができないことにある。日本としては、他国が中国とどの様な協定を結んでいるかには関係なく独自の協定案を指向したいと基本的に考えているが、中国側が言う様に日中双方で双方の立場を損わない形で解決をはかることには賛成出来る。中国は日本側が第4条に求めているのは査察であり、監視又はその変形であるとの受けとめ方をしている様に見受けられるが、日本はその心算ではない。中国に移転された核物質等が中国の主張するように確かに平和目的にのみ使用されていることが分かるような事態を作り出して欲しいということである。そのような事態として発電施設建設のケースに則して言えば、日本側が期待するのは次のとおりである。

秘
①日本側の協力により建設された施設を政府職員を含めた日本側関係者が訪問すること、②またその当然の帰結としてその施設から出てくるby-productがあり、どのようなになっているかを右訪問の一部としてみること、③右訪問の際に日中双方が協議し相談すること、④右協議、相談の場で種々の情報交換を行うこと、⑤その際中国側が当該施設を管理するために有しているデータ(by-productに関するものも含む)を協力者である日本とshareするのは当然ではないか。

以上の5点が確保されれば、日本は中国が平和目的以外に使用していることはないと言明する立場に立てる。中国側としてはかかる便宜をはかってくれる用意があるのか否か、これは中国側の立場を損わずに可能なはずである。我々としてはかかるオファーが中国側より自発的に行われることを期待している。

2. これに対し賈委員より次の通り述べた。

先般の趙総理の政府活動報告の中でも述べているとおり、中国は第三国の核兵器生産を援助しないこととしており、中国人民の立場及び世界人民の立場を考慮してかかる政策を表明した。四つの近代化のためには平和が永いほど中国には有利であり、今後、中国は開放政策を一層拡大し

各国との友好関係を助け科学技術面で早く catch-up したい。このため外国の友人の施設訪問は歓迎する。日中の原子力協力は四つの近代化を進めるための重点であるのでこの様な幅広い観点から理解して欲しい。中国自身は、その数こそ少ないが核兵器を有する国であり、又、NPTには批判的な立場をとっている。因みにNPTにおいては核兵器国は査察を受ける義務は有していない。御承知のとおり、中国は1949年の中華人民共和国の成立まで長い間帝国主義の侵略を受け、圧迫された歴史を有しているため、主権の独立、平等互惠ということについては独特の強い民族感情がある。従つてセーフガードを受けるのを恐れているのではなく (China is not afraid of accepting S.G. 即ち、査察された結果転用の事実がわかることを恐れているのではない。全く転用の意思がないので起りえる事実でない。)、他の核兵器保有国にそのような要求がないのになぜ中国に対してこれが要請されるのかが釈然としない。因みに中米間ではかかる立場については意見の一致をみており、セーフガードは双方とも必要としないことは協定に明記されており、中国は米国の提供施設にSGを受ける気もない(「石」より、今の通訳は不正確で、米中双方とも核兵器国で、*“does not ask other to be committed to*

秘
解であるが、将来中国がボランティア・サブミッションを受け入れる可能性そのものを排除する訳ではないが、現時点ではこれを受け入れることは出来ない(宇川代表より中国がボランティア・サブミッションを受け入れる可能性は賈個人としては排除されていないと考えるが、中国政府としては未だ検討したことがない旨と理解してよいかと質したところ、先方はこれを肯定した)。従って現時点では中国政府は、如何なる形のセーフガードも又、その変形も受け入れる立場にはないが、別の目的即ち協力を促進するためのもの、例えば宇川代表の提示された専門家による施設訪問は、中国は対外開放政策に基き、これを歓迎する。平和目的に使用されていることを確認(assure)するため何らかのフォーミュラーを見い出すことは出来るが、これは中国がSGを受け入れる意思があると解され得るものであつてはならない。所謂秦山方式は第4条にかわるものとして検討に値する。但し、その場合であつてもかかる訪問が権利乃至義務として解釈されてはならない(これに対し宇川代表より右訪問は権利乃至義務と解する要はなく、もし、中国側がそのようなconnotationを感じるなら、これを取除くための工夫はしたく、日本の基本的な考

一方は日本から移転された物、材料等が軍事目的に使用されていないという事の確認(assurance)を得ることにあ
る旨述べた。

(ii) 以上を踏まえ、第4条に関し双方より以下の点が追
加的に指摘された。

(i) 第4条1項(就中引用されているIAEA文書)は、
NPT加盟国としての日本の立場は尊重するが、第4条
2項パラ(a)-(e)とともにIAEA・SGとの関連を彷彿さ
せるとの中国側の懸念に対し、INFCIRC/153は日本
の立場を述べている旨説明。

(ii) パラ(a)-(e)については、日本側より第4条やSGの
枠を離れて考えると施設の訪問に伴って、使用済核燃
料の保管状況を視察したり関係者間で協議、意見交
換、情報の交換(軽水炉の運転に係るデータ等を含む)
をするのは当然なことと理解する旨述べたところ、中
国側より日中協力促進のため専門家の視察は歓迎す
るし、施設供給国が運転情報の一部をfeed backし入手
し得るようにするのは当然なことであるので秦山の

フォーミュラが解決への道と考える旨述べた。

(iii) 日本側より施設が自らのために当然整備する運転
管理上のデータの一部をシェア出来るということで

秘

あれば、右中国側の考え方が、日中協力を進め協定をまとめていく合意のための基盤となる。この考え方は、協定本文のみならず、協定のフォローアップとして締結されるべき個別の取極にも適用されるべき旨述べたところ、中国側はこれに異をとらえなかった。

② 宇川代表より更に、日本がNPT加盟に踏み切った経緯及びNPTに関する日本の立場につき累々説明し、中国との関係で以下の点を指摘した。

(i) 中国がIAEAの保障措置を受け入れるか否かは中国自身が決めるべきことであるし、日本はこれを原子力協定の前提とする積りはない。日本としては、中国が右セーフガードを自発的に受け入れることを希望し続けるし、その日を待ち続ける。

(ii) 日本はIAEAのセーフガードを受けていることをもって中国から移転された資材を平和目的に限って使用していることを認めて欲しい。

以上との関連で日中間で問題となる点は、非核兵器国には査察が及ぶが核兵器国には査察は及ばないという差別的な事態を解消することも日本の政策目的であり、中国が将来平和利用部門に限ってIAEAのセーフガードを受けるとしてもこれを認める用意があ

るので、この点を何らかの形で明確にしておきたいという
ことである。第4条1項は、この問題に対処するため
に設けられているものである。この点に関し、今回急い
で解決を求めないが双方が納得できる形で処理し得る
ように相談していきたい。

③ これに対し賈委員より以下のとおり述べた。

(i) 中国は第4条1項に関する日本側の立場を理解し
尊重するし、他国が保障措置を受け入れることを期待
するとの日本の立場も理解できる。しかしながら、4
条1項にかかる日本の立場を明記するのであれば、中
国は中国の立場を書き入れることを求める。

(ii) ボランタリー・サブミッションについては、英、
米、仏がこれを受け入れていることは知っている。ま
た、ソ連もこれを検討中であると承知している。但
し、かかる保障措置も核兵器国には甘く、非核兵器国
には厳しいとしてこれに批判的な国が多いことも事
実である。米国がこれを受け入れることとしたのしか
かる不備を解消しようとの意図に基づくものである
が、実際は余り実効性のないものになっている。現に
米は当初限定された施設をオファーし、その後そのリ
ストにつきIAEAの選択を認めたにすぎない。中国

は、本年IAEAに加盟したばかりであり、ボランティア・サブミッションを受け入れるか否かについてはもう暫く観察をしたいと考えている。したがって将来の可能性は排除できないが、直ちにこれを受け入れることはできない。

④ 両国の原子力協力を促進し、技術面での協力を強化するために相互訪問、協議、情報交換等の便宜をはかることは可能であるが(但し中国側の協議が対象とする範囲は日本のそれよりも広い)、中国側が提供するかかる便宜の内容につき条文の中で細かく規定することには賛成出来ない。右を詳細に規定すればセーフガードと類似のものとなり周囲から誤解を招くこととなる。したがって、日本でどうしても平和利用に関する条文が必要であるなら中国側としては秦山の際の取決と同様、類似の書き方として頂きたい。かかる訪問案が、査察ではないが、平和利用のassuranceの意味あいを持つことは中国としても認識している。

(4) 以上に対し宇川代表より以下の点を指摘

(i)(i) NPTに対する日中双方の立場はお互いに理解

したが、両論併記は認めえない。

(ii) 日本は中国から受け入れた資材については平和

目的に限り使用し、その確認のための保障措置を既に受け入れている。この点は中国に認めてもらえると思うし、日本にとつても重要なポイントであるので協定のいずれかの箇所に明記しておく必要がある。この場合には、本協定は圧力容器のみでなく、は

(iii) 原子力の平和利用に関する限り日本とその他の国(核兵器国か非核兵器国かは問わず)は平等であるべきとの我が方立場は維持しなければならず、これは中国側の立場を損うものではない。この点につき今後の検討課題として双方で工夫を重ねていきたい。たとの応答か不詳であり、今後問題を生じうべ

(iv) ボランタリー・サブミッションについては、米国に関する中国側の分析は正確といえる。但し、原子力の平和利用面で核兵器国もIAEAのセーフガードを受け入れ、差別的要素を緩和したということは日本にとつて重要な意味を持つ。中国がボランタリー・サブミッションを受け入れることを検討する際には是非この点を念頭に置いて頂きたい。有しているやに思われるが、

(v)(i) 友好訪問については秦山類似の方式で検討したいとの中国側の主張に対し、出来る限り詳細かつ明確である必要があるというのが日本の立場であ

る。「秦山同様ないしは類似の方式」との中国側の慎重な表現振りにはテークノートするが、秦山の場合は訪問という言葉が出てくるのみであり、その他については規定がないので、秦山方式と全く同じという場合には、本協定は圧力容器のみでなく、はるかに多くの資材等を対象としているので日本側は受け入れ得ない。また、「協力の実をあげる」訪問は、また、日中協定のprovisionsの実効及び「協力の実をあげる」で考えるべきである(注:この点先方はそのとおりと肯定したが、当方発言を理解したとの応答か不詳であり、今後問題を生じうべし。)

(ii) 日本側が関係した施設から生み出されるby-productについては、それが別の場所に移転された際にはそこにも訪問その他が及ぶべきであり、この点は日本にとって不可欠である。

(iii) 中国は協議(consultation)という概念は別のところで扱おうとの考えを有しているやに思われるが、これが日本の国内で受け入れられるか否か検討するにやぶさかではないが結論は否定的であろう。

(iv) いずれにせよ4条については解決を模索するパラ

メーターを得たと思う。

⑤ 買委員より以下のとおり発言あり。

我々の立場は一致もしくは接近したと考えている。日中双方の協力の範囲は施設、設備、核物質、部品等であり、これ等の使用は平和利用に限られるという点につき意見の一致をみた。(これに対し、宇川代表より日本が関係したすべての資材に関して平和利用に限るということであれば意見は一致している旨指摘)

日本が中国は核兵器国であるからセーフガードは受け入れなくともよいとの原則的な立場を認めて頂けるならば原子力協力を推進するために訪問その他の便宜をはかる用意がある。その具体的内容は以下のとおりと考えている。

①相互訪問、②政府職員を含む両国専門家間の協議、③情報の交換、但し、上記三つの内容については詳細に規定すればセーフガードと類似のものになるので好ましくない。

以上に従って表現方法等を含め解決方法を見出したい。仮に右が受け入れ困難というのであれば、中国は耐えて待つしかない。

(6) これに対し宇川団長より以下のとおり述べた。

案文作業をするに当たり日本側が求めているのはセーフガードではないということがわかる工夫をする用意はある。また、中国が核兵器国でありセーフガードは受け入れないと主張していることを頭において作業をすることには異存はないが、同時に核兵器国であっても自発的にセーフガードを受け入れて欲しいとの日本の方針も既に述べたとおりである。お互いにこの点を尊重するのが出発点であるが、日本としては中国のかかる立場を条文に明記することは不可能である。(これに対し賈委員より文言として協定の中に書き入れることに固執はしない旨述べた。)日本としては、中国側の立場を尊重する。但し、これを原則的に尊重することと4条1項とは別の問題であり、日本のみがIAEAのセーフガードを受け入れることを明記するとreciprocityの関係で平和利用面の差別をなくすという日本の基本政策の上で問題が出てくる。

最後の点(4条1項)に関し、賈は極めて興奮した発言をくり返し始めたので、当方より賈代表は我が方の説明を誤解して反応しているので、同席の石外交部国際司処長は英語も話すので、別途時間をかけて説明するので聴取して欲しい旨ひきとつたところ、先方もこれを了承し

日本側協定案第3条を巡る問題
宇川代表より以下のとおり説明。

第3条については、昨日の会議で中国側より口頭で読みあげられた表現振りの中に明文はないが核爆発装置も含まれていると解していると明言されており、また、このnoncommittalな中国側対案中にはby-productも入っていたと承知しているので、conceptとしては問題の大半は解決すると考える。(この点では不一致がない旨中国側より回答)

(従って、賈委員より第3条の平和利用に関する問題については日中間に解決し難い問題があるとは思われない旨述べた。)

4. 趙紫陽総理の米国訪問の際のスピーチ及び政府活動報告

- (1) 本件に関し宇川代表より以下の三点につき確認を求めた。
 - ① 本年1月12日付けの人民日報に掲載されている趙総理の米国訪問の際のスピーチ及び本年5月15日の同総理の政府活動報告を報じている人民日報の記事は公式の文書として何らかの確認ができるか。

- ② 趙総理は上記文書の中で核兵器について触れてい
るが右核兵器は何を意味するか。
- ③ 中国の核不拡散に関する上記各文書における記述
は現在形(present tense)となっている。日本でも一
定の政策を表明し、これを強調する場合には現在形を
使うが、中国語の場合もそうか。
- ④ これに対し賈委員より上記①及び③については、これ
を肯定するとともに、②については、「核兵器」は核
爆発装置(nuclear explosive devices)を含む旨直ちに
明言した。

今後の協議の進め方

宇川代表より、今回の協議の成果を踏まえて案文を作成
する作業を行う必要がある旨及び次回は順番から行けば
東京でお迎えしたいが、時期については9～10月にかけて
は臨時国会等もありうべく、具体的には現時点では何とも
申し上げられない旨述べた。これに対し賈委員より中国側
からは既に試案を提示したのでこれを踏まえ日本側から
も次回協議の前に対案を提示されると希望する旨及び会
談の場所は東京に同意し、会談の時期については外交ルー
トを通じて相談したい旨述べた。

宇川代表より次回協議において日本から正式の対案を

秘

提示することになれば、時間がかかるうえ日本としては今回の提案に戻ることになるべく、日中の考えが再び離れかねないので、今回の成果を踏まえいくつかの試案を作成し、そのうちの一部で双方で納得できそうなものを事前にお渡しすることを検討したい旨並びに双方でそれぞれ工夫をこらしていくつかの試案を持ち寄って、共通のテキスト作り(ドラフティング作業)を時間をかけて試みるのがよいのではないかと述べ会談を了した。

主管課緊急処理用

極秘

Three empty rectangular boxes for administrative use.

番号 R139084 主 管
年 月 11日 02時 52分 中 国 発
60年 10月 11日 04時 24分 本 省 着 アジア局長
外務大臣殿 中江大使

日中外相会談 (少人数会合)

第3453号 極秘 大至急

(限定配布)

10日、午後3時過ぎより約1時間^半にわたり、人民大会堂南庁において、事前の打合せに基づき、両国外務大臣間の少人数の会談が行われたところ、概要次のとおり。(当方より本使、ヤナイ外審、アジア局長、中国課長、通訳トオヤマ、先方よりリュウジュツキョウ副部長、ヨウ・アジア^司局長、トウ副司长、チョウ日本処長、程通訳同席。)

ゴ部長：貴大臣とは、これで5回目の会談を行うことになるので、ふるい友人だ。この度、外務大臣として、単独で公式訪問をされたわけだが、おいそがしい中をおいでいただいて熱れつにかん迎する。これは中日間の政治関係その他諸々の関係が、いよいよ緊密になつていることの表われである。
両国の往来により、相互理解を深めてこそ四原則のうちの「相互信頼」に達することができる。このように常に来往を継続的にやつていけば、一時的に起きた事件も意見交換によつて解決し、関係を更に発展することができる。われわれは長期的に安定的な関係を発展させることに自信を持つている。大臣の少人数の会談を行うとの提案に

10月11日04時40分

賛成する。

大臣：(1) てい重なごあいさつに感謝する。今回初めて単独で訪中したが、貴方のあたたかい特別の御配慮をいただき感謝する。5回目の会談になるが、今までの実りある会談同様、今回も日中間の長期安定的関係のために、ぜひとも成功させたい。

(2) まず日中関係についてだが、(イ) 第一に両国関係が今後とも日中共同声明、日中平和友好条約及び「平和友好、平等互惠、相互信頼、長期安定」の四原則によつて律せられることは、改めて申すまでもなく、自分は外務大臣としてのみならず、政治家としてこのような原則でやつていかなければならないという確信を持つている。

(ロ) 最近日中関係に、さざなみが立つたが、共同声明にいう「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任をつう感し、深く反省する」との認識、戦争は二度とくり返さないとのちかいや、引き続き平和国家としての道を歩んでいくとの決意にはいささかの変わりもない。

(ハ) 私は政府を代表して、わが国が再び軍国主義の道を歩むことは決してないことを改めて明確にしたい。これは戦争のひさんさを十分実感しているわが国国民の総意に基づくものである。また私個人も政治家としてこの点をめい記している。

(ニ) わが国は過去の教訓をないがしろにすることなく、貴国との友好関係を一層発展させる決意である。これを更にばん石のものとするためにも、日中双方はお互いに相手の立場に十分配慮しつつ、前向きに日中関係に取り組むとのおり目正しいし勢をけん持してまいりたい。

以上のことは、改めて申すまでもないことだが、本日貴部長にお目にかかったので、

日中関係の現状及び今後を考えるにあたり、順守すべき基本原則として述べたものである。貴部長において御意見あればお聞かせ願いたい。

ゴ部長：大臣の言われたことには完全に同意する。また両国が共に守っていくべき原則である。お話しを続けていただきたい。

大臣：(1) 自分が大臣として定期外相会談を設けたいと言ったのも、日中関係のはばと深さが増すにつれ、さざなみもおこり、いろいろな問題が出てくるが、外相間で連絡を密にし、意見交換を行い、問題を事前に処理解決し、誤解が生ずるのを防ぐことが重要であるとの認識に立つたものであり、本日このように少人数にしぼつて会談を行いたいと考えたのも目前に問題となつていることについて、双方の誤解を防ぐべしとの考えによるものである。

(2) 両国で問題となつたヤスクニじん社参ばいの問題については、ナカソネ総理も心配され、私に対し、貴部長から貴国上層部に真意をよく伝え説明してほしいということであつた。

8月15日の公式参ばいについては、官房長官談話により、政府の立場を説明したが、右参ばいは、あくまでも国民の多くの願望により戦ぼつ者のいれいを中心としたものであり、遺族会もこれを望んでいるとの事情によるものである。実施に移る前に、審議会で長く検討し、世論を聞いた結果でもある。その目的は、そ国と同ほうのために戦死した人を追とうするということである。官房長官談話においては更にわが国が軍国主義の道を歩むことはない、外国との関係においても過去多大のくつうを与えたことを反省し、平和国家としての道を歩み続けるものであるとの立場を明らかにしている。(として長官談話の関連部分を改めてしようかい。) このように公式参ばいは

、国民の願望をふまえて一般の戦ぼつ者を追とうするものであり、戦争をさんびするものではない。戦争を否定し平和を求める趣旨である。貴方のこの問題に対する意見は聞いているが、わが方の意のあるところをよくくみ取つてほしい。

(3) もう一つ、外相会談であるので、貴方が現在懸念されていると思われる問題につき、将来のためによいと思うので申し述べたいことがある。それは、わが国国民の一部でショウカイセキ生たん百しゆう年記念行事を行おうとしていることである。これは今年の問題ではないが、政府及び自分の立場を申し上げておきたい。

(イ) 台湾の問題の処理にあつては、わが政府として共同声明の立場をけん持しており、自分もこの点について確固たる信念を持つている。はつきり言つて、本件行事に政府としていかなる形でも関与することはない。

(ロ) また政府としては、台湾との関連で、民間の主催で催しもの等が行われる場合には、政府の立場に反する活動がなされないよう可能な範囲で最大限の努力を現に示してきたし、今後とも引き続いて努力していく所存である。9月18日の(9ヶ月)

(ハ) しかしながら、催しものの開催自体が合法的に^行元^行われる限り、政府がこれにかい入して中止を求めることはできない点を理解願いたい。これは法制上、社会体制上、貴国と異なるわが国国情によるものである。責任のない戦ぼつ者をいたむ気持ちは理

いずれにしろ、日中関係によく影響が生じないよう政府として努力したいし、自分も政治家として十分留意して努めたいと思つている。(ソラ) が含まれていることで

以上は日中関係を大局的に考えて、こうした問題が両国間のこれまでの安定的な関係に悪い影響を与えることを何とか避けねばならないとの強い信念から申し上げた次第である。さいについて、總理が^行ないをし^行ないこととし、問題の広がりを受け、中日

が部長：(1) 貴大臣は、今、いかにして日中関係を発展強化させるかという大局的見地から問題を処理したいとの、日本政府の立場を述べられたが、全く賛成である。

また外相間で既に発生した問題と今後発生する問題につき、大局に立つて、そつ直に意見交換をし、相互理解を深め、解決していくとの見解もしよう賛する。このような精しんで自分からも中国政府の立場を話したい。

(2) 中日関係は、相対的に良好であり、順調である。

(3) ヤスクニ問題について、何故公式参ばいをしたか、その原因と理由について総理のお話を伝えていただいた。これに留意して、そのまま中央の最高指導部に伝える。

8月15日に先立つて、日本側から御説明があつたが、これに対しわが方より、中国人民の感情に留意してほしいとの反応を示した。事後に短い人民日報論評を發表したが、そのトーンは抑制的、自制的なものであつた。その後9月18日の(リュウジョウコウ)記念行事の際、若い学生達が日本の指導者の公式参ばいにかかなり強い反応を示した。この面では大臣のいわれるとおり、中日間にさざなみが生じた。われわれとしては、広範な日本の遺族が戦争責任のない戦ぼつ者をいたむ気持ちは理解できる。しかしながら問題は、ヤスクニじん社には多くの軍国主義者、14名のA級戦犯及び千名以上の各級戦犯等、戦争犯罪人の頭(カシラ)が含まれていることである。そのようなヤスクニに日本政府が公式参ばいをしたのであるから、せい年^壇間に強い反応をひき起こさないわけにはいかなかつた。

秋の例大さいについて、総理が参ばいをしないこととし、問題の広がり避け、中日

関係の大局に不利な影響を与えることを避けたのは、けん明であつた。
 わが国の日本に対する既定の国策はかわることはない。共同声明、平和友好条約及び
 四原則によつて、中日関係を安定的に発展させるとの方針は、けいけいに変えること
 はない。
 中日関係が今日のような発展をとげたことは、決して容易なことではなく、このこと
 を大切にすべきである。この関係はいかなる損害をも受けることのないように、また
 、双方の政府と人民の共同努力により順調に、また健全に発展していくことを希望
 する。日本政府が再び軍国主義の道を進むことはないと信じている。日本の指導者や
 自民党の指導者からも聞いていることであるが、軍国主義の道を進めば、日本人民の
 総意に反し、中国を含むアジア諸国の反対にあうと思う。大臣から、貴国が過去の教
 訓をしつかりめい記するという決意を聞いたが、わが国としては、日本が再び軍国主
 義の道を進まないとの約束を守り、アジアと世界の平和にこうけんするよう希望する
 。

(4) ショウカイセキ遺とくけんしよう会の動きについては聞いている。政府の要職
 をつとめたことのある人々が、これを設立しようとしているが、最近の中日関係の状
 況と関連して、日本政府がこの問題を真けん^んに考慮することを希望する。このような
 活動が行なわれれば、中国人民の感情は一層きずつけられることになる。ショウカ
 イセキについて、中国の長期にわたる過程の中で人民が受けている印象は、制^しご^ろし
 のそれである。極くふ通の人民が各層にわたり直接間接にショウカイセキの害を受け
 ており、どのように説明しても人民が理解するように説得することはできない。従つ
 て、内々に数回にわたりこの問題を日本側に提起し、制止のため効果的措置をとるよ

う希望を伝えた。中日関係の大局に立つてそつ直に意見を述べたものである。

(5) ここでついでに、日台関係について述べておきたい。特に注意してほしいのは、台湾当局が最近国際的にこ立している境遇の中で、日本への活動を強化し、日台間の民間往來のわくを超えようとしていることである。台湾当局の目的は明らかに日台間で政治関係を回復しようということである。われわれは自民党の指導者や議員がこの関連で積極的に動いていることに気づいており、注意している。彼らは公然と、共同声明に違はいする言論を發表し、台湾をそそのかし、容認し、はげましている。既に悪い政治的影響を及ぼしているが、このままだと更に悪い影響を及ぼすこととなる。日本政府がとつている措置はあまり効果的でない。政府として共同声明、平和友好条約及び四原則に従つて、しん重かつ厳しゆく日台関係の問題を処理するよう希望する。

(6) 要するに、われわれは中日関係の発展を希望するものである。来年から第7次5カ年計画に入るが、中国各省庁の指導者は四つの^現近代化のために努力をしており日本との間の政治経済技術協力、文化交流等諸分野での発展を希望している。貴国が大局に立つて、わが方の意見を考えてほしいと願う。

大臣：貴部長のそつ直な意見に感謝する。貴部長は大局に立つて日中関係をうれい、誠意ある意見を述べられた。自分もまさに外相間で、そつ直に話し合い悪い方向に行かないよう努力をしたい。1部の人間の動きについては、社会制度が違い、おさえられないこともあるが、^そこれらの動きは国民大半の立場や政府の立場を代表するものでは全くない。政府としての動ようはなく大半の国民は先ばい達のきづいた日中関係を更に発展させることを希望している。自分も最高責任者に近い立場の政治家として申

し上げるが、日台関係についても共同声明平和友好条約をけん持していくことに変わりはない。自民党に対する懸念は総理に伝える。このようなそつ直な意見交換を多と
している。

ゴ部長：中日関係を発展させることは大多数の日本国民の意志であるとうかがつたが、
中国人民も同様に考えている。中日関係発展の為に有利なし事をし、ともに努力を
行つて中日関係に不利なことを避けるようにすれば民心を得ることができると信ずる

。(了) (二) 及び 御意見があれば

1行目 大臣：(1)

(2) 中盤 外国との関係

(3) (イ) 行われる限り

(2) 中盤 せい年迄の期

(4) 7行目 人ごろし

(5) 3行目 現代化のため

同中盤 それらの動き

以上

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班（内職2171、2174）に。
3. 主幹変更に関する照会等は調整班（内職3169）に連絡を要する。

電信写

われわれとしては教科書問題、ヤス国答けい問題、シヨウカイセキ道とくけんしよう問題、そして今回のフジオ発言問題等こうした一部の誤まつた傾向の危険性につき厳しゆく注意を必要とする旨、日本政府に対して申し上げておきたい。このように誤まつた傾向が更に続くことは、日本のためにならない。日本としゅうへん諸国との関係にとつても良くないことである。

(3) 日本において見識のある人が、このような間違つた言論、歴史の流れにぎやく行する行動に対し批判を加えたのは正しいことであつた。日中間では大多数の者が平和と友好を希望している。極く少数の者が過去を回こして歴史をゆがめようとしており、その結果アジアの人民の感情をきづつけている。われわれとしては、かかる誤まつた傾向を放任しておくことはできない。

(4) 中国として、日中間の善りん友好な関係を維持発展させたいという基本的政策にはいささかの变化もない。中国内部では人民に対しても今後もそのように指導して行く。中国は早い時期より、日本の一部の誤まつた考え方と大多数の友好・平和への願望とを区別してきている。しかしながらフジオ氏のように誤まつた言論、行動に対しては厳然とした態度で臨む。日本人民も決してフジオ文相一人の問題でない本件に注意をはらい十分に警かいして対処するよう希望する。なぜならばこうした傾向が更に続くことは日本人民の利益に合致しないと考えるからである。

2. これに対し本使より、「リュウジュツキョウ副部長が「友人として」貴重な意見をきかせて下さつたことに感謝する。また日中間に善りん友好関係を維持発展させたという中国側の基本的な政策に変更がないことを確認することができたことは幸で

極秘

24
7#11
(2)

100931 046 4959 03

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、本電74）に。
3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

あつた。フジオ文相の誤まつた考え方は、日本国内でも良識ある大多数の人々から批判されていることは御承知のことと思う」と述べたところ、リュウ副部長は、最後の点については「よく了解している」と述べた。（了）

100931 046 4959 03

この矢印の方向に裏向きに入れて下さい。

緊急処理用

極秘

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せらるべし。
 2. 本電の内容に関する機会、要旨等は検閲班（内線2171、2174）に。
 3. 主管変更に関する際等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

主 管
 中 国 発 亜 中
 本 省 着
 中 江 大 使
 外 務 大 臣 殿

中国内政（「コ総書記異変」説）

第177号 極秘 至急（ゆう先処理）

往電第153号に関し、

コヨウホウ総書記をめぐる最近数日間プレスを中心にコ失きやく説、トウの批判を受けたとの説等が流されているところ、現時点ではこれらの説の当否を確認する材料は十分でなく、またかりに何らかの異変が発生しているとしても事態は流動的である可能性も大であり、従つて現時点で確たる見通しを立てることは困難であるが、とりあえず関連情報を取りまとめ報告する。

1. コ総書記あるいはその近べんに何らかの異変が発生していることを示さしているとも解し得る事実関係。

(1) タケシタ幹事長との会見予定の突然の取消。

別途報告済たるも、外交部より当館への会見予定取消の連絡が9日行われ、その際は会見できない理由を「カゼ」としながらよく日「過労」と訂正越した。(2) タケシタ・トウ小平会談におけるコ総書記の過労問題をめぐりやりとり自体については別途報告済であるが、トウ主任は学生デモを中心に内政問題につき詳細な説明を行い、その後タケシタ幹事長より日本の60年安保とう争、大学管理法の制定等説明したとこ

外務省

01月15日

この矢印の方向に裏向きに入れて下さい。

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

る、トウ主任は一言「結構である（原文「好」）」と述べ、続いて「そろそろ時間ですね」と述べ立ち上る気配を示したので、タケシタ幹事長よりコ総書記の早期のかいふくをき念している旨述べたところ、トウ主任は「謝謝」とのみいつてすぐに立ち上った経緯がある。この間の状況につき会談後のプレスブリーフでは、トウ主任の表情、中国側会談参加者のふん囲気などにつき種々質問があつたがハヤシ議員からは特に変わった感じはなかつた旨答えた。しかしながらその他の国会議員は全員コ総書記に関して何らかの異状事態があるとの印象を受けており、この点は本使はじめ当館からはい席者についてもほぼ同様であつた。

（ただしプレス等対外的にはハヤシ議員と同様注意した説明を行つている。念のため

）

(3) タケシタ幹事長接遇の際接触した中国側関係者は外交部の中けん職員に至るまでコの問題に関する質問には、一様に「知らない」としか反応しなかつた。当地ではこの点に関し、コ失きやく等あり得ないと否定する発言がなかつたことに注目する向きもある。

(4) タケシタ幹事長答れいえんの、^(際)ゴ部長はトウ主任の元気さ、頭のうの明せきさ、指導力等をとうとうと弁じながらコについては一言も述べなかつた。

(5) タケシタ幹事長からトウ主任、ゴ外交部長等に対しコ総書記の早期の回復をいのる趣旨の発言を行い、更にナカソネ総理の親書の伝達を依頼したにもかかわらず、コ総書記から何らの伝言もなかつた。

(6) トウ主任はタケシタ幹事長に対し、学生デモに対する指導が不十分であつたと

この矢印の方向に裏向きに入れて下さい。

極秘

注意

1. 本書の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本書の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

しつつ、指導部がなん弱に対応している点^底を改めなければならない。これまでの歴史的経験にてらしわれわれの指導を改める必要がある旨述べたことは別途報告済であるが、本年第2期「コウキ」評論員論文は右等発言と同様に、「ある同志（原文は「YOU XIE TONG ZHI」であり、複数とみてよいと思われる）は、あつてはならないなん弱な態度をとり、はなはだしきに至つては自由化に対し、放任の態度をとつた。」

（14日付人民日報転載）と述べている。

（7）なお当地朝日新聞特派員によれば、テンシンでは約3カ月前からチョウ総理に人事異動があればリズイカン市長が後任となるとのうわさがあつた由。

13日付イタリア共産党機関紙「ユニタ」がコヨウホウの後任にチョウシヨウが総書記となり、後任総理にはリズイカン・テンシン市長が就任するうんぬんと報道したのは、右うわさを根拠にしている可能性がある。（なおリ市長は有能な人物としてテンシンでの人望はあつい。先般トウ小平がテンシンを訪問した際も、リをほめたと伝えられたことがある。

2. その他の関連情報

他方13日付新華社電はコが12日に成都で行われた元高級幹部のそうぎに、はなわをけんじたことを他の政治局常務委メンバーと同様、かた書なしで報じている。じよ列は従来通り。

3. とりあえずのコメント

コ総書記の処遇に関しては、1国の最高指導者にかかわることがらであり、けいけい

この矢印の方向に裏向きに入れて下さい。

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

に論ずべきでないのは当然のことであり、特に対外的には特にしん重に対処する必要があろう。しかしながら、上記に述べた如き状況があることは否定できない事実であり、今後更に関係情報の収集につとめるも現時点でとりあえずコメントすれば次の通り。

(イ) コ総書記に全く異変がないとの見方は、上記2. の事実にもかかわらず、上記1. に掲げたような諸状況がある限り現実的でないと考えられる。

(従来より、政治的に若干問題ある人^(中)でもそうぎの際には参加したり、はなわをおく事があつたのでこの事実は決定的な根拠となり得ない。)

(ロ) 何らかの異変が発生したとの見方の中には、事実上の「総書記職辞任」決定もあり得ようが、そこまではいかない範囲で1時休よう（健こう上の理由でなく）、あるいは自こ批判の後再び現職の活動に復活するなど種々の可能性があり現在の段階で確たる見通し、ないし判断を行うことは困難である。いずれにしても当面は種々の異なつた可能性があることを念頭において推移を見守る必要があろう。

(ハ) 中期的には昨年秋以降、中国の指導層が口にして「若返り」との関連がある。即ち仮りに現在の時点で直ちに人事上の措置がとられないにしても本年秋の第13回党大会に向け若返り問題を含め大はばな準備が進められていく中で、思想工作に関する指導のあり方が問題となる可能性があり、若しそうなつた場合には人事問題にも発展することが考えられる。

(ニ) なお政治経済等諸体制改革、および対外開放^(中)への影響については、コ総書記の境遇に関し異変が起れば当然それなりの影響があろうが、上記思想工作キャンペーン

外務省

R006474-04

この矢印の方向に裏向きに入れて下さい。

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

と密接な関係があるところ、別途電報する。

上海、広州、シンヨウ、ホンコンに転電した。その他お見込により関係公館へ転電願

いたい。（了）

- 注意
1. 本書の取扱いには慎重を要せられたい。
 2. 本書の内容に関する疑問、要望等は総務課（内線2171、2174）に。
 3. 主管部局に関する照会等は調整室（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

(1) 諸外国の対中アプローチはしん重となろう。

「コ」の辞任以来、中国の国家指導者は、機会あるごとに中国の対外開放政策の不变ないし一層の活発化を強調してきている。しかしながら、如何に強調しようとも、「コ」の辞任によりわが国をはじめ諸外国がいだき始めた中国の政治的安定性に対する疑念を直ちにふつしよくすることは困難と思われ、また、中国国内の政治的引き締め

の強化は過去の例からみても、対外し勢のこう直化につながる可能性が大きく、その結果、諸外国の対中アプローチが益々しん重になるであろうことは避けられないものと思われる。

(2) 経済政策の重点は当分の間、直面する問題の解決に向けられよう。

中国の指導者にとり、近代化の要請と社会主義の大わくの維持とを調和させることは簡単ではなく、今後とも試行さく誤は不可避と思われる。その中で、現指導部としては、その権力基盤が経済の安定的発展にあるだけに、「コ」の辞任の後始末はできるだけ思想工作強化の分野に限定し、開放政策の推進と経済の安定化を守ろうとするであろうが、従来最も「自由ほん放」に開放政策の推進役を果してきた「コ」の辞任は、これまで「コ」に抑えられにがにがしく思っていたいわゆる「保守派」の発言権の増大を招くことは必至であり、指導部としては一層しん重な開放政策の遂行を余義なくされ、打ち出される政策も「中国的特しよく」を強調し、「社会主義体制内のもの」との条件付きのは切れの悪い形をとらざるを得なくなるものと思われる。従つて、当分の間は、経済政策及びその運営の重点は一層の開放に向けての新たな施策の実施よりは（これまで予定されていたものについても先送りとなる可能性あり）、現在

260845 046 2670 08

注意

- 1. 本書の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本書の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
- 3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

直面している過じよう投資、物価上しよう、外貨不足等の問題の調整の分野に置かれる可能性が大きい。

(3) 一般国民の開放政策への対応はさめたものとなろう。

「コ」の辞任とその後の思想工作強化の方向が、一般幹部・大衆に及ぼす心理的影響として、改革への積極的参加のムードがちん滞し、各々が政治的保身に走り、開放政策の実施に当つてはしん重なし勢をとる可能性があり、中央で如何に改革、開放、活性化、の方針を強調してみたところで、彼らの反応はここ当分の間さめたものとならざるを得ないであろう。特に経済特区等対外開放地域では、性格上現在問題とされているブルジョワ自由化」におせんされる機会が多いと見られているだけに、当該地方関係者の発言や行動は殊更にしん重なものとなろう。また、合併事業の領域でも、関連規定の運用や個別案件の処理は弾力性を欠くこととなり、外国企業側の現地における労は増大するものと思われる。

(4) 貿易あか字解消のための対日要求は強まろう。

「コ」辞任の結果として、経済開発のスピードが若干落ちることとなつても外貨不足、貿易インバラ等の当面の問題を急ぐべしとの意見は強まるものと思われ、輸入抑制、輸出促進に一層のドライヴがかかるものと思われる。この関連で、中国の貿易あか字の半分以上を生じさせているわが国に対する要求は一段と強こうなものとなるおそれがある。他方、ソ連・東欧との貿易は、西欧かぶれをいましめる思想的引き締め及び外貨事情との面から「安全ばい」でもあるので、拡大する可能性がある。（この点、先般のチョウ総理による東欧歴訪や近く行われるゴ外相の東西ヨーロッパ訪問は注

260845 046 2670 08

注意

1. 本書の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本書の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、174）に送らるべき。
3. 主要変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

目される。）

2. わが国の対応

(1) 対外開放・改革路線支持の態度を明確にすること。

中国の広はんな大衆も基本的には開放政策を支持しており、改革は既に歴史のすう勢となつているので、数年前の「精しんおせん除去キャンペーン」の例の如く、今回も一定期間思想工作の強化等「たがの引締め」が行われた後は、再び開放政策の推進が前面に出てくることとなろう。改革派主導による中国の対外開放政策の推進は、わが国及び西側諸国の利益にもかなうものであるので、「コ」の辞任とそれに伴う中国内政の動ように対して、わが国としてはれいせいに対応し、今後共中国の対外開放、改革路線を支持し続けるとの確固たる態度を内外に明確に示しておくことが何よりもまずかん要と考える。

特に、(イ) わが国の当地駐在企業は先行きに不安を感じているのが実情であるのでかかる状況下にあつては、わが国政府の対応振り如何が、これら企業の今後の対中方針に大きな影響を与えることとなる点及び(ロ) ここでわが国が過じように反応し、中国に対し消極的ないし警かいた的態度をとれば、中国经济への影響は少なくなく、経済開発を重要な基ばんとしている改革派勢力に対する打撃になりかねない点に留意する必要がある。

なお、「コ」と日本ほどに関係の深くなかつた他の西側諸国は、比較的「突き離れた」態度で対応しているようなので、ここで日本側企業が一時的にせよ立ち止まるようなことになると、長期的な競争関係でおくれをとることにならないとは限らないこと

外務省

260845 046 2670 08
R011388-04

注意

1. 本書の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本書の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

にも留意する必要がある。 (欧米諸国の中には、かかる観点から、「コ」辞任をきかとして勢力しん長のチャンスと見ているふ情が当地では見受けられる。)

(2) 今後注目すべき点

特にウオッチしておくべき諸点は、(イ)「コ」自身を含む改革派人みやくの去就、(ロ) 価格改革、金融改革等の進展ぶり、(ハ) 投資かん境改善のためのいわゆる「22か条」の実施細則の今後の出方及びその運用如何、(ニ) 特区等開放区における事態の推移及び政策の変化、(ホ) 地方・下部機関への権限移じよう状況、(ヘ) 対外資金借入への対応し勢、(ト) 予定されている大規模プロジェクトの進ちよく状況、等。

(3) わが国にとつての要注意事項。

(イ) コウカリよう事件の判決(2月下旬)、ろこうきよう事件50しゅう年(7月7日)、日中国交正常化15しゅう年(9月29日)等の節目ごとに中国側が示す態度とこれに対するわが国の対応、(ロ) 貿易あか字問題等に関する経済面での中国側の出方、(ハ) 外相訪中、閣僚会議等への対応、(ニ) 21C委への対応等。ホンコン、上海、広州、シンヨウに転電した。(了)

260845 046 2670 08

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
- 3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

4-16

総番号 [redacted] 主 管
 月 09日 [redacted] 中 国 桑 亜 中
 61年 11月 09日 [redacted] 本 省 着
 外 務 大 臣 殿 中 江 大 使

總理訪中（コ秘書記との会見—国際関係）

第3757号 極秘 大至急 [redacted]

ナカソネ總理とコ秘書記との会見のうち、国際関係部分概要次のとおり。

1. (1) コ秘書記より、二国間関係（経済等）はチョウ總理との会見にゆずるので、今般はひとつ国際関係についていくつかの点をお知らせしたいと前置きの上、次のとおり述べた。

(2) 中国の外交政策は変わらないことを保証する。中国は長期にわたり独立自主と平和の外交政策をけん持している。いかなる時も軍備競争に参加せず、大国や国家集団と同盟することはない。世界各国との友好協力関係を維持することに努める。

(3) 米中関係は、全体的には、順調に発展しており満足している。米国は既に出来上つている米中友好のわく組を維持したいとしている。われわれもこれを真げんに守つていく。

具体的なことをお知らせするのだが、米国は三—四回にわたり、自分に対し訪米方招請してきている。これは自分にとって割とやりにくい問題である。というのは、もし自分が訪米するなら双方が合意する新しい了解が出来るというのであればよいのだが、この点米は困難をかかえている。もうひとつは、自分が訪米するなら、東欧の五つ

外務省

100922 046 8993 03

極秘

- 注意
1. 本筆の取扱いに慎重を期せられたい。
 2. 本筆の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
 3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

の社会主義国をも訪問しなければならなくなるが、そうなると来年の党全国代表大会の準備が難しくなる。自分の主な精力は十三回党大会に注がれている。そんなわけで来年は、米国も東欧もいずれも訪問しないこととし、明後年にあらためて検討することとした。このことは米国の友人にはまだ伝えていないが、袁總理とは話しやすい間がらなので先にお知らせした。

(4) 中ソ関係は実質的進展はない。三つの確害、特にカンブチア、アフガンでソ連に誠意はみられない。カンブチアについては越のはい後にソ連がいるのだが、越はヘンサムリンを中心としてシアヌーク、ソンサンをわき役におき、ポルポトを排除しようとしているが、われわれはシアヌークを中心におく、三派ないし四派の連合を実現し、民族話解をはかる、一方が他方をくうことがないようにして、独立、平和、中立、非同盟の国とすることを主張している。この点多くの社会主義国を含む大多数の諸国が賛成しているし、貴国もこれを支持している。

ゴルバチョフ書記長が、国内経済や国際緊張の緩和等の面でいろいろやろうとしていることは分るが、既に得たものを手放そうとはしない。そんな状態では、われわれとしてはソ連との間に共通の言話が欠けるのである。

ゴルバチョフは来年の訪日を延ばすことにしているとのニュースもあるようだ。北方領土問題については、何らかのじゆう軟し勢をとる可能性もあるようだが、それなら日本に対して交換条件を出してくるだろう。リセンネン国家主席は、先般ホネッガー議長と会見した時、ソ連は北方領土を日本に返すべきである。何故手放さないのか、と述べたことをお知らせする。

極秘

注意

1. 本室の取扱いに慎重を期せられたい。
2. 本室の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

中国と東欧との間には比較的大きな改善がある。改善のかぎは一昨年中国側があるルートを通じて伝えた「三つの十分なそん重」にある。これは公知の事実となつていますが、われわれが東欧社会主義国に対し、それら諸国とソ連との間に数十年間続いている関係が維持されることを認める（注：後刻、トウカセン・アジア司副司長は、「認める」との表現は問題があり、「そん重する」とする方が正確である旨内話）旨伝えたことは公表されていない。

2. 右に対し、総理より次のとおり述べられた。

(1) 中国が非同盟主義をとつておられるのに対し、わが国は日米安保体制によつて国の安全をはかつており、これは今後ともけん持する。

(ここでソ連書記より、中国としては理解しており、異論はない旨発言。) 軍国主義とか過大な軍備をもつことは厳にいましめている。閣下に申上げてきている政策をけん持していく。

(2) しかしながら、北東アジアの軍事情勢をみると、一部の国が軍備増強をしている。これに対してふるい兵器や戦術では対抗出来ないので、相応するように自衛の範囲で軍備を更新してゆかなければならない。更に近りん諸国ASEAN諸国と提携していくことはアジアの平和にとつて重要であると思う。

(3) ゴルバチョフの来日時期は不明である。10月17日には北方領土返かんの決議を衆参両院で行つた。北方領土をかかえているソ連との間で無原則にいたずらな政経分離はとらない。3つの障害と北方領土はにている面があると思う。「ゴ」来日のような大事な問題については常時情報を交換してゆきたい。わが国の立場には一かん

1009222 046 8993 03

極秘

注意

1. 本電の取扱いに慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班（内線2171、2174）に。
3. 主管変更に関する照会等は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

性があり、げん想はいだかない。

(4) 米ソ首のう会談では合意は成立しなかつたが、わが国としてはこれが成立することを希望している。SDIには理解を示しており、核特にICBMを廃絶する防ぎよ的兵器体系を造るものとして研究参加の交渉を米と始めている。SDIはひさしく滞っていた米ソ軍縮交渉を再開させ、レイキャピク会談を行わせる引金になつた。まだ研究段階でいかなる兵器体系になるかは不明であり、20年も30年もかかるかもしれない。いずれにしろ、米の研究、日欧の研究参加が米ソ軍縮に影響を与え、ソ連も本気になつている。わが国が特に関心をもっているのはINF、SS20の問題であるが、アジアが欧州のまねになつてはならない。レイキャピクのINFに関する潜在的合意は、欧州ゼロ、アジア100基ということで一歩前進だつたが、いずれアジアもゼロにするよう努力したく、米国にも話をしてゆきたい。

(5) アフガン、カンブチアについてはわが国の立場と中国の立場はほぼ一致している。カンブチアについてはASEANの立場を支持し、三派連合を支持している。アフガンについては6個連隊の撤退が単なる交替に過ぎないのかどうか不明であり、いずれにしろ10万以上の大軍がいることに変わりはあるまい。

米、ソ、韓国、ホンコン、タイに転電した。(了)

1009222 046 8993 03